

住宅新築・購入をお考えのあなたに！

定住人口の増加と地域の活性化を図るために、町内で住宅を新築・購入した方を対象とした次の3つの支援制度が4月から新たにスタートしました。

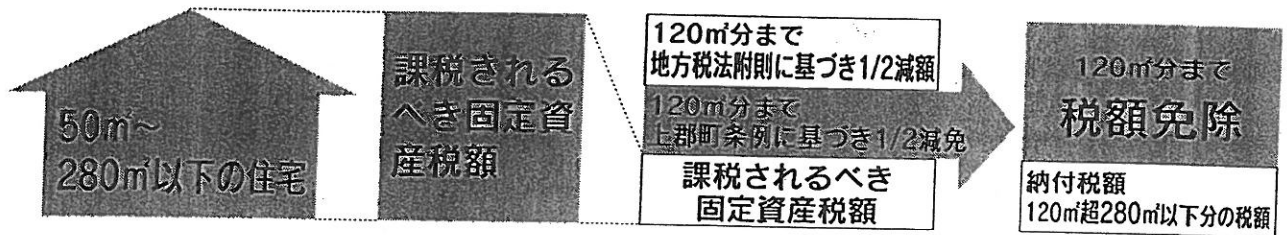
①新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度

平成26年1月2日～平成28年3月31日までの間に新築された住宅の固定資産税を3年間免除
※地方税法の規定などにより期間、免除額も異なる場合があります

◆対象要件

- ・所有者の年齢が基準日（原則、新築された日の属する年の翌年の1月1日）において満50歳未満であるか、世帯員の中に義務教育終了前の子を有すること。
- ・町内に自己所有の他の住宅を有していない。過去に定住促進助成などを受けていないこと

◆課税免除の額（50㎡以上～280㎡以下の住宅）



②上郡町中古住宅取得費補助交付制度

◆対象要件

- ・5年以上の定住を目的として中古住宅を取得した者
- ・所有者、世帯員が税金、使用料などの公共料金を適正に納付していること
- ・町内に自己所有の他の住宅を有していない。過去に定住促進助成などを受けていないこと

◆補助金の額

購入に要した費用の2%（上限5万円）

※所有者または配偶者の年齢が50歳未満、または義務教育終了前の子を有する場合は、上限10万円

③定住応援支援金交付制度

◆対象要件

「①新築住宅に対する固定資産税の課税免除制度」の対象となる者、または「②中古住宅取得費補助交付制度」の対象となる方

◆支援金の額

次の（ア）、（イ）の合計額を上郡町商工会が発行する振興券により交付します。

（ア）上郡町ケーブルテレビ加入支援金

上郡町ケーブルテレビ加入支援金（上限12万円、1,000円未満切捨）

（イ）子育て支援金

義務教育終了前の子1人目1万円、2人目2万円、3人目以降3万円

①～③の申請方法など

固定資産税課税免除申請書に必要な添付書類を企画政策課窓口へ提出してください。また、それぞれの制度の詳しい対象要件、申請方法などは、問い合わせください。（申請書は企画政策課の窓口、町ホームページで入手できます。）

企画政策課 地域再生担当 ☎52-1112